

新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための留意点（総合体育館・多目的グラウンド・小山球場・小山道場・弓道場）

- ・施設の使用を再開する際には、施設での感染拡大予防対策を行うことが重要となります。
- ・特に屋内運動施設などについては、これまでに国内で集団感染が発生した事例もあることから、感染拡大防止対策の徹底が大変重要になります。
- ・体育施設の再開にあたって、下表の感染拡大防止対策を講じるようお願いいたします。
- ・万一、施設において感染事例が発生した場合は、直ちに休業するとともに、保健所と相談のうえ、消毒等の必要な対策を実施してください。

感染拡大防止対策ガイドライン

区分	感染拡大防止対策	具体的な取り組み例
3 密対策	密閉対策 換気により、良好な風通しの確保。	・ 出入り口のドア、自動ドア、窓を可能な限り開放する。
	密集対策 同時に多数の人が集まることを回避する。	・ 使用できる範囲を原則アリーナの 1/2 程度までとする。（詳細については管理者と協議のうえ、決定する。） ・ やむを得ず、大会やイベントで使用する場合、アリーナの半分以上を占有する大会は行わないものとする。（実施する場合は観客含め 100 人以下とする） ・ 混雑時の入室待ちを制限し、車内もしくは屋外で待機していただく。
	密接対策 社会的距離を確保する。	・ 受付時（行列含む）の間隔を確保する。（マスク着用の上、2mを目安） ・ 座席の間隔を空ける。 ・ フロントでの飛沫感染を防止するため、アクリル板、ビニールシート等を設置し接客にあたる。 ・ 長時間（15分以上/濃厚接触基準）の対面接客は行わない。
	利用者同士の過度の接触を控える。	・ 飲食の持込及び提供を控える。水分補給は可とする。 ・ 原則として施設内ではマスクを着用する。なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるものとする。
施設 の 衛 生 対 策	利用者の手洗いや手指消毒を実施する。	・ 従業員：業務開始前やトイレの利用後などに手洗いや手指消毒を徹底する。 ・ 利用者：入口等に手指消毒液等を設置し、利用を促す。
	トイレその他の共用スペースの衛生対策を徹底する。	・ 手洗い場にせっけんを置くこと。 ・ 共有タオルなどは使用せず、個人用のタオルを持参させる。 ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。 ・ 利用後に、消毒・清掃をする。
	喫煙スペースの使用を制限する。 （喫煙スペースがある場合）	・ 一度に使用する人数を制限する。 ・ 定期的に、消毒・清掃をする。
	ロビー及び観客席等の休憩スペースの衛生対策を徹底する。	・ 一度に利用する人数を制限する。 ・ 対面での会話を禁止すること。 ・ 常時、換気をする。 ・ 利用後に消毒・清掃をする。
	スポーツ用具の管理を徹底する。	・ 利用者が用意できるスポーツ用具は持参してもらうように促す。 ・ 共有するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒をする。 ・ 利用者へのスポーツ用具の貸し出しをする場合は、貸し出しを行った利用者特定できる工夫をする。
	ゴミの廃棄を徹底する。	・ 鼻水、唾液などが付いたゴミがあった場合は、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
体 調 管 理	従業員と利用者の体調を確認する。	・ 従業員：業務開始前に検温を徹底。（平熱+1度以上は即出勤停止） ・ 利用者：症状のある方への入場制限を促す。 ※風邪の症状(くしゃみや咳が出る)や平熱+1度以上の熱がある方。 ※強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある方。 ※咳、痰、胸部不快感のある方。 ※嗅覚・味覚に異常を感じる方。 ※新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方。 ※同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。 ※過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方。 ※その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。

問合せ
 小山町教育委員会生涯学習課 TEL：0550-76-5722
 小山町総合体育館 TEL：0550-76-5708